

平成 25 年度

省エネ型ロジスティクス等推進事業
費補助金

(省エネ型陸上輸送実証事業(省エ
ネ型タクシー産業構造転換可能性
調査事業))

公募要領

平成 25 年 11 月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当社の補助金については、経済産業省が定めた省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、当社の補助金に対し交付の申請をされる方、及び、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当社から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

| | |
|--------------------------|----|
| I. 事業の内容 | 5 |
| 1. 事業の概要 | 6 |
| 2. 公募予算額 / 採択予定件数 | 6 |
| 3. 補助対象事業 | 6 |
| 4. 補助対象事業者 | 6 |
| 5. 補助対象事業の要件 | 7 |
| 6. 補助事業申請にあたっての要件 | 7 |
| 7. 補助対象となる費用 | 9 |
| 8. 補助対象経費の範囲 | 9 |
| 9. 補助率及び補助金限度額 | 11 |
| 10. 事業期間 | 11 |
| 1) 事業開始日 | 11 |
| 2) 補助対象事業者の事業完了日 | 11 |
| 3) 事業期間についての注意事項 | 11 |
| 11. 事業の成果報告 | 12 |
| II. 事業の実施 | 15 |
| 1. スケジュール | 16 |
| 2. 公募 | 17 |
| 1) 事業の公募について | 17 |
| 2) 公募期間について | 17 |
| 3) 交付申請について | 17 |
| 4) その他 | 17 |
| 3. 審査及び交付決定 | 17 |
| 1) 採択予定件数 | 17 |
| 2) 審査について | 17 |
| 3) 交付決定について | 18 |
| 4. 補助事業の開始～完了(平成25年度分) | 18 |
| 1) 補助事業の開始について | 18 |
| 2) 補助事業の計画変更等について | 18 |
| 3) 中間検査等 | 18 |
| 4) 補助事業の完了について | 18 |
| 5. 実績報告～補助金の支払い(平成25年度分) | 19 |
| 1) 実績報告及び補助金額の確定について | 19 |
| 2) 補助金の支払いについて | 19 |
| 6. 省エネデータの提出について | 19 |
| 7. 『補助金の支払い』以降 | 19 |
| 1) 財産等の管理について | 19 |
| 2) 補助金の返還、取消、罰則等について | 20 |
| 8. 事業実施スキーム | 20 |
| III. 申請方法 | 21 |
| 1. 申請方法 | 22 |
| 1) 公募要領の内容確認 | 22 |
| 2) 申請書作成 | 22 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 3) 書類の郵送 | 22 |
| 2. 提出書類一覧..... | 23 |
| 3. 書類提出と締切 | 24 |
| IV. 申請書類の様式・入力例 | 25 |
| 1. 補助金交付申請書等様式・記載例..... | 26 |
| 1) 申請書等様式例について | 26 |
| 2) 申請書等に記載例として記載されている記述について | 26 |
| 3) 申請書等への記載について | 26 |
| 2. 交付申請書(様式第1) | 27 |
| 3. 交付申請書(様式第1)－別紙..... | 29 |
| 4. 補助事業実施計画-1 | 30 |
| 5. 補助事業実施計画-2 | 31 |

I. 事業の内容

1. 事業の概要

本事業は、複数のタクシー事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者)の協業化による減車と、最適な配車システムの確立による運行効率化対策との相乗効果により、タクシー事業の省エネルギー化を目指す事業である。また、将来的には省エネ努力に応じた事業者評価制度の導入を図ることとしている。

なお、提出されたデータ等についてはパシフィックコンサルタンツ株式会社(以下、「PCKK」という。)により国へ報告し、今後の省エネルギー政策等に利用される。

2. 公募予算額 / 採択予定件数

40百万円 / 1件

3. 補助対象事業

本補助事業の補助対象事業は、複数のタクシー事業者による配車システムの基盤の共通化とスマートフォンのアプリケーションソフトによる利用者の利便性向上を図り、さらにタクシー車両の減車や配車効率の向上に係る検討を行う事業とする。(具体的な要件については、「4. 補助対象事業者」以降を確認すること。)

4. 補助対象事業者

以下のア～キを満たす一般乗用旅客自動車運送事業者(以下、「タクシー事業者」という。)で構成された事業実施団体を対象とする。なお、これらの条件を満足することを前提に、タクシーに係る事業者団体を事業実施団体に加えることは差し支えない。

- ア) 事業実施団体は、一定の条件を満たして設立された共同体であること。(詳細については、以下の「6. 補助事業申請にあたっての要件」を確認すること。)
- イ) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下、「特措法」という。)第3条第1項に基づき指定される特定地域内に営業所を有するタクシー事業者で構成されていること。
- ウ) 特措法第8条第1項に基づく協議会の構成員であるタクシー事業者で構成されていること。
- エ) タクシー保有車両数が100両未満のタクシー事業者を5社以上含むこと。(保有車両数が100両以上の事業者が参加することは可能。)
- オ) タクシー業務適正化特別措置法施行令第1条第1項で定める地域を営業区域に含むタクシー事業者で構成されていること。

カ)特措法による地域計画に基づき、協業化等を含む特定事業計画等の認定を受けている又は受ける予定のタクシー事業者で構成されていること。

キ)事業実施団体のいずれかの構成員の営業区域が、特措法第8条第1項に基づく協議会が組織されている特定地域内の営業区域において、申請時点と平成21年10月時点とを比較して10%以上の減車が達成されていること。

- 申請者は、経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

5. 補助対象事業の要件

補助対象事業の要件は、次のとおりとする。

- ①複数のタクシー事業者が個別に構築してきた配車システムを同一地域において共通化することや、減車及び配車効率化等の検討を行うこと。検討内容には、下記の項目を含むこと。

ア)配車システムの基盤の共通化に向けたシステムの検討

イ)配車システムの共通化、減車、配車効率化等によるエネルギー削減量の調査

※エネルギー削減量として、当該補助事業に係るタクシー事業者の空車状態の走行に係る燃料消費量及び当該補助事業に係るタクシー事業者の迎車に係る燃料消費量の削減量を算出が可能となるデータを取得する。

ウ)減車及び迎車回送料金減額へ向けた可能性の調査

エ)減車及び配車効率化に係る事業効率化のマネジメント

- ②利用者が使用できるスマートフォンのアプリケーションソフトを作成すること。この場合において、当該アプリケーションソフトは、以下のア)及びイ)の全ての機能を有すること。

ア)利用者が配車アプリから配車依頼できる機能(※利用者の場所がわかり、その場所から一番近くにいるタクシーの配車ができること)

イ)利用者がタクシー会社・タクシー車両を選択できること

- ③複数のタクシー事業者の異なる配車システムを共通化するための、システムの開発を行うこと。

6. 補助事業申請にあたっての要件

- ①以下の内容を記載した事業実施団体協定書を提出すること。

- 事業実施団体の構成員の住所及び名称並びにタクシー保有台数について
- 代表者が補助事業全体を代表して実施する権限を有することについて
- 構成員に連帯責任を負わせることについて
- 構成員の役割分担の明確化について
- 取引金融機関の指定及びその口座は代表者名義の口座とすることについて
- 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの事業実施団体の解散禁止について
- 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の脱退禁止について
- 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の破産又は解散時の分担業務完了方法について
- 財産の適切な管理者及び財産の管理方法を明確化することについて
- 会計帳簿及び関係書類の保存の方法について

②以下の全ての要件を満たす補助事業実施計画を提出すること。

ア) 当該計画の実施期間を明記すること。実施期間は、平成25年度を初年度とする計画とすること。(最長で平成27年度までの3ヶ年計画として申請することも可能である。)

イ) 当該計画を実施する地域名を明記すること。地域名は、タクシー業務適正化特別措置法施行令第1条第1項で定める地域のいずれかであること。

ウ) 当該計画の工程表を明記すること。工程表は、「複数のタクシー事業者の異なる配車システムを同一地域で共通化する工程」、「共通化された配車システムを利用者が使用できるようにする工程」及び「協業による減車に係る工程」を含むこと。

エ) 当該計画の省エネルギー化の目標を明記すること。

目標は、「当該補助事業に係るタクシー事業者の空車状態の走行に係る燃料消費量を1%以上削減すること」及び「当該補助事業に係るタクシー事業者の迎車に係る燃料消費量が1%以上削減すること」を含むこと。

オ) 補助事業前のデータとして、平成24年度における事業実施団体を構成するタクシー事業者の累計燃料種別燃料使用量、総走行距離、空車状態の走行距離、総迎車走行距離及び総迎車回数を含むこと(月別:4ヶ月以上)。

7. 補助対象となる費用

次の(A)、(B)、(C)、(D)に該当するものとする。

(詳細については、「8. 補助対象の基準及び範囲」を確認すること。)

(A) 設計費

- 補助事業の実施に必要なシステム設計とプログラム開発に要する経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(B) 設備費

- 補助事業の実施に必要な機器の購入に要する経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(C) 工事費

- 補助事業の実施に必要な工事に要する経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(D) 委託費

- 補助事業の実施に必要な調査・検討の委託に要する経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

※利用者がタクシー会社・タクシー車両を選択できる機能に係る経費は補助対象外であるが、見積りには金額を明記しておくこと。

※本事業における機器類の保守費や電気代などの運用に係る費用は含まない。

※なお、補助対象事業者が設備費等を支払う際に発生する銀行等への振込み手数料は、補助対象事業者負担とする。

8. 補助対象経費の範囲

設計費、設備費、工事費、委託費の補助対象経費の範囲を以下に示す。

| 区分 | 項目 | 説明 | 具体例 |
|-----|-------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 設計費 | プログラム開発等役務費 | 補助事業の実施に必要な配車システムの共通基盤及び配車アプリの構築・改修に要する経費 | ● 補助事業の実施に直接必要なシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発に係わる外注請負費(共通基盤作成、配車アプリ作成、通信インターフェース作成及び配車システム改修の費 |

| | | | |
|-----|-----------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 用に限る。) |
| 設備費 | 使用料 | 補助事業の実施に必要なクラウドコンピューティングや通信データの暗号化に係わる月々の使用料等 | ● 補助事業の実施に直接必要なクラウドコンピューティングに係るライセンス契約を締結して限定的使用する使用料または通信データの暗号化に関してライセンス契約を締結して限定的に使用する使用料。 |
| | 機器類購入費 | 補助事業の実施に必要な不可欠な機械装置、その他備品の製作又は購入を必要とする場合における製造原価又は購入に要する経費 | ● 配車システムの基盤の共有化や配車アプリに活用するために必要なサーバやネットワーク通信機器の機械装置の購入費(基盤共有化サーバ及びウイルス監視サーバ、ルータやスイッチ等の伝送機器、ケーブルの費用に限る。) ● 購入した機械装置と一体、あるいは付属として組み立てられているソフトウェア(機械装置の一部と見なせるものに限る。) |
| 工事費 | 設置に係わる工事費 | 補助事業の実施に必要な不可欠な機械装置、その他備品の設置に係る経費 | ● 配車システムの基盤の共有化や配車アプリに活用するために必要な機器の搬入・据付費(基盤共有化サーバ及びウイルス監視サーバ、ルータやスイッチ等の伝送機器の費用に限る。) |
| 委託費 | 減車及び配車効率の検討等役務費 | 補助事業の実施に必要な減車推進対策と運行効率化対策の検討に係る経費 | ● 複数のタクシー事業者が個別に構築してきた配車システムの同一地域における共通化の展開や、減車及び配車効率化等の検討に係る外注請負費 |

※利用者がタクシー会社・タクシー車両を選択できる機能に係る経費は補助対象外であるが、見積りには金額を明記しておくこと。

※消費税及び地方消費税相当額に係る費用は含まない。

※補助対象事業者が設備費等を支払う際に発生する銀行等への振込み手数料は、補助対象事業者負担とする。

9. 補助率及び補助金限度額

- 補助対象経費の1/2以内

10. 事業期間

1) 事業開始日

PCKKの交付決定日を事業開始日とする。

※発注は交付決定日以降に実施する必要がある。ただし、見積り依頼については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

2) 補助対象事業者の事業完了日

「複数のタクシー事業者の異なる配車システムの共通化」、「共通化された配車システムを利用者が使用できるためのスマートフォンのアプリ」及び「コンサルタントによる協業による減車等に係る検討」が終了した日、または、事業に係る全ての支払いが完了した日のいずれか遅い方を事業完了日とする。

※事業完了の期限は、原則として平成26年2月20日迄とする。

なお完了した日から起算して30日以内又は平成26年3月10日のいずれか早い日までに様式第9による補助事業実績報告書をPCKKに提出すること。

※申請時の事業完了日は厳守すること。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

3) 事業期間についての注意事項

本事業において、年度ごとの発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は複数年度事業(最長で、平成27年度までの3ヶ年計画)として申請することが可能である。ただし、交付決定は単年度毎に行われるため、今年度の交付決定が翌年度以降の補助金の交付決定を保証するものではない。

11. 事業の成果報告

- 補助事業完了後に、本事業の成果報告として以下の内容を報告すること。
 - ①省エネデータ及び効果測定結果(燃料種別燃料使用量・総走行距離・空車状態走行距離・迎車走行距離・迎車回数の情報を明示し、平成24年度に対する省エネ効果をこれらの情報を用いて示すこと)
 - ②省エネ型タクシー産業構造転換計画(複数のタクシー事業者が個別に構築してきた配車システムを同一地域において共通化し、減車及び配車効率化等の検討結果を含むこと)
 - ③スマートフォンのアプリケーションソフトなどの仕様書
 - ④報告書
- ①の省エネデータの計測期間は以下のとおりとし、月別とする。

平成25年度分:システム導入後30日間以上

※平成25年度データは、平成25年度事業完了報告時に提出すること。

平成26年度分:平成26年3月～平成27年2月

※平成26年度データは、平成27年3月10日までに提出すること。

平成27年度分:平成27年3月～平成28年2月

※平成26年度データは、平成28年3月10日までに提出すること。
- ②の計画には、複数のタクシー事業者が個別に構築してきた配車システムの同一地域における共通化の展開や、減車及び配車効率化等の検討結果を踏まえ、以下のア)及びイ)を全て含むものであり、分かりやすく書かれたもの。

ア)補助対象事業の実施に伴い、配車の効率化によって余剰が生じるタクシー車両について、実効性のある減車計画の方針

イ)補助対象事業の実施に伴い、迎車回送料金を減額する措置の方針
- ④の報告書は、以下のa)～c)の全ての内容を含むものであり、分かりやすく書かれたもの。

a)複数のタクシー事業者を同一地域において共通化した際のルール及びその作成過程がわかるもの

- b) 省エネ型タクシー産業構造転換計画の実施により生じる「タクシー車両の余剰」についての減車計画についてのノウハウ
 - c) タクシーセンターへの働きかけ方
- ①～④の報告が行われなかった場合には、補助金の交付を行わない又は既に交付された補助金の返還を求める場合があるので、留意すること。

II. 事業の実施

1. スケジュール

| 予定 | 申請者 | PCKK |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| ●公表 11/22 | | 公表 |
| ●公募期間 11/25～12/5 | 申請 (交付申請書等必要書類の提出) | |
| ●審査・交付決定 申請受理後～12月上旬 ※申請件数・審査状況により、 変更となる場合があります。 | | 申請内容の審査 (必要に応じて個別ヒアリング実施) ↓ 交付決定 (12月上旬を予定) |
| ●事業開始 (交付決定後) | 平成25年度の事業開始 (交付決定後) ↓ 業者選定及び発注 ↓ 平成25年度の事業実施 ↓ 平成25年度の事業完了 (原則、平成26年2月20日まで) ↓ 実績報告書の作成・提出 (締切:事業完了から30日以内または 平成26年3月10日のいずれか早い方) | |
| ●平成25年度の事業完了 (申請時の事業完了日) | (事業計画に応じて)省エネデータ等 の報告 (平成25年度中に事業が完了す る場合、平成26年3月10日) | 確定検査実施 (必要に応じて現地検査実施) ↓ 確定通知発行 |
| ●精算払い請求書 (～3月中旬) ●補助金の支払い (～3月末まで) | 精算払い請求 | 補助金の支払い |
| (事業計画に応じて) ●平成26年度以降 | 各年度事業の実施 及び報告 取得財産 の管理 | |

2. 公募

1) 事業の公募について

- 最新の公募関連情報は、PCKKホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)に逐次掲載するため、あわせて確認すること。

2) 公募期間について

- 平成25年11月25日(月)～平成25年12月5日(木)17:00必着

※応募書類は、持参は不可とし、郵送・宅配便等で送付すること。(執行団体から書類の受領の連絡は行わない。)

※公募日前(平成25年11月24日以前)の消印は無効

3) 交付申請について

- 申請者はPCKKホームページより様式をダウンロードし、後掲の様式に従って作成した申請書類をPCKKに郵送する。
- 申請者は、「4.補助事業の開始～完了(平成25年度分)」以降記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく吟味し申請すること。

→詳細は、「Ⅲ. 申請方法を参照」

4) その他

- 申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更、申請者の変更等があった場合、申請者はPCKKに届出を行う必要がある。まずは変更内容についてPCKKに相談し、指定の様式を使用し速やかに提出すること。

3. 審査及び交付決定

1) 採択予定件数

- 1件

2) 審査について

審査は、原則として有識者で構成される検討会において申請書類に基づいて行い、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求められることがある。

基本的には以下の項目にしたがって審査する。

- 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 参加車両台数、削減目標値等の事業規模及びその実現性・計画性
- 補助事業に要する経費は、複数社の見積を参考として算定されているものであること。
- 申請額は公募予算額以下であること。

予算件数を超える公募があった場合には、参加車両台数、削減目標値等の事業規模及びその実現性・計画性による総合点が上位のものを優先する。

3) 交付決定について

- 交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。

4. 補助事業の開始～完了（平成25年度分）

1) 補助事業の開始について

- ① 補助対象事業者は、事業の実施にあたって、見積依頼を実施し、発注先を決定すること。

※原則、複数社の競争・見積り等により決定すること。

※複数社の見積依頼については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

- ② 発注は、交付決定日以降に実施すること。

2) 補助事業の計画変更等について

補助対象事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めPCKKに報告し、その指示に従うものとする。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

3) 中間検査等

PCKKは、事業期間中に中間検査(現地検査を含む)を行うことがある。

4) 補助事業の完了について

- ① 補助対象事業者が設計、設備及び工事の請負業者等に対して行う補助事業に係る全ての支払いは、申請書に記載した事業の期限までに完了とすること。

- ② 事業完了の期限は、原則として平成26年2月20日迄とする。

- ③支払い条件は、平成26年2月20日までに現金払い又は金融機関による振込とすること(割賦・手形などは不可)。

5. 実績報告～補助金の支払い（平成25年度分）

1) 実績報告及び補助金額の確定について

- ①補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成26年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書をPCKKに提出する。
- ②補助事業実績報告書の提出に当たっては、関連会社からの調達分の売上高営業利益率相当分、商社の手数料、機器等の導入に際して発生した振込手数料等は含めないこと。
- ③PCKKは、補助事業実績報告書を受領した後、書類の審査及び現地検査を行い、補助事業実績報告書が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に速やかに通知する。

2) 補助金の支払いについて

- ①補助対象事業者は、補助金の額の確定後、精算払請求書をPCKKに提出すること。
- ②PCKKは、精算払請求書の受領後、補助対象事業者に補助金を交付する。

6. 省エネデータの提出について

補助対象事業者は、平成25年度分、平成26年度分及び平成27年度分の省エネデータ及び効果測定結果(燃料種別燃料使用量・総走行距離・空車状態走行距離・迎車走行距離・迎車回数などの情報を明示し、平成24年度に対する省エネ効果をこれらの情報を用いて示すこと)の報告を以下の期日までに行うこと。

平成25年度分:平成26年3月10日

平成26年度分:平成27年3月10日

平成27年度分:平成28年3月10日

提出に際しては、様式第7による補助事業実施状況報告書で提出すること。

7. 『補助金の支払い』以降

1) 財産等の管理について

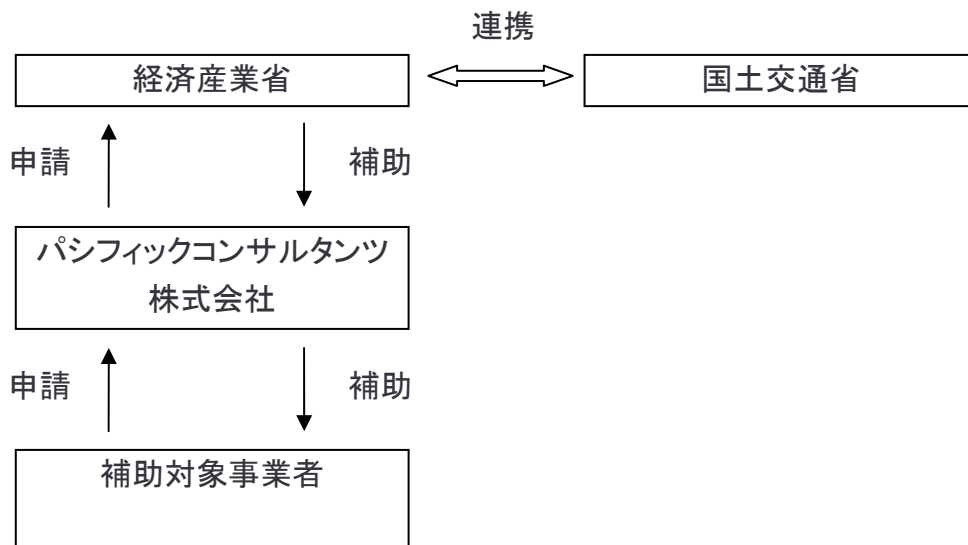
- ①補助事業の完了後においても補助対象事業者は、補助事業により取得した財産(以下、「取得財産等」という)について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ②取得財産等(取得価格及び効用の増加価格が50万円以上のものに限る。)を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、予めPCKKの承認を受けなければならない。
- ③交付規程第21条第2項に規定する取得財産等の処分を制限する期間は、交付決定者に別途通知する。

2) 補助金の返還、取消、罰則等について

補助対象事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に係る違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

8. 事業実施スキーム



III. 申請方法

1. 申請方法

1) 公募要領の内容確認

- 各種補足資料(PCKKホームページに掲載)も合わせて確認すること。
- 書類不備の場合は、事業不採択となるので十分留意すること。

2) 申請書作成

- PCKKホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)より様式(ワード)をダウンロードし、実施事業の申請書を作成すること。
- 全く同じ記載内容であれば、自作のものでも構わない。ただし、申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないので、十分注意すること。
- 提出する申請書等は全て片面印刷とすること。

3) 書類の郵送

- 「2. 提出書類一覧」に則り、必要書類をPCKKに郵送すること。
- 必要書類をPCKKに郵送する際には、交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号))には返信先を記入するとともに、80円切手を必ず貼付すること。
- 書類の左に十分な余白をとるようにすること。
- 補助対象事業者は、PCKKへ提出した書類を、全てコピーして保管しておくこと。

2. 提出書類一覧

| No. | 提出書類名称 | 部数 | 書類 様式 | 備考 |
|-----|-------------|----|----------|----|
| 1 | 交付申請書(様式第1) | 1 | 有 | |
| 2 | 交付申請書(別紙) | 1 | 有 | |

※書類様式ありの種類については、PCKKのホームページより出力

■ 添付資料

| No. | 提出書類名称 | 部数 | 書類 様式 | 備考 |
|-----|-------------------------------------------------------|----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 添付1 | 補助事業実施計画書 | 1 | 有 | ①システム共通化、減車及び配車 効率化等の検討内容 ②導入するシステム・アプリの概 要 ③省エネルギー効果の目標 ④年度別計画 ⑤工程 ⑥平成24年度データ |
| 添付2 | 団体協定書(副本) | 1 | 無 | 雛型をHPに掲載 |
| 添付3 | 特措法第8条第1項に基づ く協議会の構成員により組 織される団体であることが わかる名簿 | 1 | 無 | |
| 添付4 | 特定事業計画等の認定を 受ける予定であることの証 明(宣言) | 1 | 無 | ※特措法による地域計画に基づ き、協業化等を含む特定事業計 画等の認定を受ける予定のタク シー事業者で構成されている場 合であり、認定済みの事業者に ついては国土交通省に照会し 確認する。 |

3. 書類提出と締切

申請書類を印刷した後、申請書類一式を以下の締切までに郵送・宅配便等で送付すること。持ち込みは受け付けない。(執行団体から書類の受領の連絡は行わない。)

≪提出締切≫平成25年12月5日(木)(17:00必着)

※公募日前(平成25年11月24日以前)の消印は無効

※郵送宛先には略称「PCKK」は使用しないこと。

※申請書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

※提出先

〒163-6018

東京都新宿区西新宿6丁目8番地1号

パシフィックコンサルタンツ株式会社 省エネ型陸上輸送実証事業係

TEL: 03-5339-7411

※必ず「省エネ型タクシー産業構造転換可能性調査事業交付申請書在中」を記入すること。

IV. 申請書類の様式・入力例

1. 補助金交付申請書等様式・記載例

- 補助金交付申請書等(以下「申請書等」という。)への記載等にあたっては、次の事項に注意して記載すること。

1) 申請書等様式例について

- 様式は補助金ホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)からダウンロード(ワード)ファイルを基に作成することが可能である。
- 全く同じ記載内容であれば、自作のものでも構わない。ただし、申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないので、十分注意すること。
- 提出する申請書等は全て片面印刷とすること。

2) 申請書等に記載例として記載されている記述について

- 補助金交付申請等に当たって、申請書等の記載例に記載された赤字と枠を記載しないこと。

3) 申請書等への記載について

- 全て、黒色インクで記載すること。
- 申請書等の右上端に記載されている番号・年月日について
 - 番号には社内決裁番号を記入し、年月日には送付する日を必ず記入すること。なお、申請書等発送に当たり、社内決裁番号を付さない補助対象事業者については、番号の記載は不要。
- 補助対象事業者(申請者)の住所、補助対象事業者名、代表者等について
 - 住所:補助対象事業者としての本社住所を記載すること。
 - 補助対象事業者名:略称ではなく、正式名称を記載すること。
 - 代表者等:役職名称及び氏名を含めて正確に記載すること。
 - 申請書等に押印する印は、登録されている印であること(代表者・実印)。
 - 申請書等への記載にあたっては、楷書を用い分かりやすい字で記載すること。
- 申請時の記入例を次ページに示す。なお、他の様式の記入例は補助金交付決定事業者に今後別途通知する。

2. 交付申請書（様式第1）

(様式第1)

社内決済番号を記載すること。
無い場合は省略

元号記載で送付する年月日を記載すること

番 号
平成25年〇月〇日

本社住所を正確に記載すること

代表者登録印の事

申請者 住所 東京都港区〇〇1-1-1
氏名 株式会社〇〇〇〇〇〇
代表取締役社長 山田 太郎 印

補助事業者の正式名称、代表者の正式役職名及び氏名を記載すること

平成25年度省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（省エネ型タクシー産業構造転換可能性調査事業））補助金交付申請書

省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（省エネ型タクシー産業構造転換可能性調査事業））交付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

補助事業の名称を正確に記載すること

補助事業に要する経費及び補助対象経費とも別紙に記載した金額と同額を記載すること

- 補助事業の名称
〇〇会社省エネ型タクシー産業構造転換可能性調査事業
- 補助事業の実施計画
添付資料参照
- 補助金交付申請額

| | |
|----------------|-------------|
| (1) 補助事業に要する経費 | 90,000,000円 |
| (2) 補助対象経費 | 80,000,000円 |
- 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分
(別紙)
- 補助事業の開始及び完了予定日

| | |
|-------------|-------------|
| (1) 開始年月日 | 平成25年12月10日 |
| (2) 完了予定年月日 | 平成26年2月20日 |
- 取得データの提出

| | |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------|
| (1) 取得データの提出予定日 | 平成26年3月10日 |
| (2) 取得データの内容 | 例：事業実施団体の各構成員（タクシー事業者）による燃料種別燃料使用量・総走行距離・空車状態走行距離・迎車走行距離・迎車回数 等 |

補助事業の完了予定日を記載すること
原則平成26年2月20日までとする

各社の省エネデータを提出することが分かるように記載してください。

(注) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- 補助事業に係る一般乗用旅客事業者運送事業者の一覧及び当該事業に係る当該事業者との契約書の写し

省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業(省エネ型タクシー産業構造転換可能性調査事業)) 公募要領

- (3) 交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号))に返信先を記入、80円切手を貼付したもの)

【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】

| 担当部署及び役職 | 担当者名 | 電話、FAX及びE-MAIL |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 申請内容等に関する問合せをする場合がありますので、必ず記入してください。 ● 申請内容を把握している方であれば、代表者でなくてもかまいません | | (電話) (FAX) (@) |

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業(省エネ型タクシー産業構造転換可能性調査事業))は、経済産業省が定めた省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の省エネ型タクシー産業構造転換可能性調査事業をしようとする方に交付するものです。

3. 交付申請書（様式第1）－別紙

(別紙)
補助事業に要する補助金の

見積書に補助対象経費以外の経費が含まれている場合にはその金額を記載すること（消費税を含まず）

・補助対象経費×1/2（消費税を含まず）
（連帯事業の場合は÷2にする）
・補助対象経費の額の合計の1/2ではない
・補助金の交付申請額は1,000円未満切捨て。

単位：円

| 補助対象経費の区分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 (参考値) | 補助金交付申請額 (参考値) |
|-----------|------------|------------|--------------|-------------------|
| 設計費 | 22,000,000 | 17,000,000 | 1/2以内 | 8,500,000 |
| 設備費 | 20,000,000 | 20,000,000 | 1/2以内 | 10,000,000 |
| 工事費 | 33,000,000 | 33,000,000 | 1/2以内 | 16,500,000 |
| 委託費 | 15,000,000 | 10,000,000 | 1/2以内 | 5,000,000 |
| 合計 | 90,000,000 | 80,000,000 | | 40,000,000 |

見積書の補助対象経費のみを記載すること（消費税を含まず）

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

4. 補助事業実施計画-1

| 申請者情報 | | |
|-------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請者 | 会社(本社) の所在地 | (〒123-4567) 東京都港区△△町 1-2-3 |
| | 会社の名称 | ふりがな かぶしきかいしゃ ○○りょかくかいしゃ 株式会社 ○○旅客会社 |
| | 以下のア～キの該当する項目に○を付け、必要に応じて書類を添付 | |
| | <input type="radio"/> | ア)事業実施団体は、一定の条件を満たして設立された共同体であること。 |
| | <input type="radio"/> | イ)特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下、「特措法」という。)第3条第1項に基づき指定される特定地域内に営業所を有するタクシー事業者で構成されていること。 |
| | <input type="radio"/> | ウ)特措法第8条第1項に基づく協議会の構成員であるタクシー事業者で構成されていること。 |
| | <input type="radio"/> | エ)タクシー保有車両数が100両未満のタクシー事業者を5社以上含むこと(保有車両数が100両以上の事業者が参加することは可能)。 ※本事業を実施する100両未満の事業者(5社) 事業者① 事業者名: 代表者名: 事業者② 事業者名: 代表者名: 事業者③ 事業者名: 代表者名: 事業者④ 事業者名: 代表者名: 事業者⑤ 事業者名: 代表者名: |
| | <input type="radio"/> | オ)タクシー業務適正化特別措置法施行令第1条第1項で定める地域を営業区域に含むタクシー事業者で構成されていること。 (地域名:) |
| | <input type="radio"/> | カ)特措法による地域計画に基づき、協業化等を含む特定事業計画等の認定を受けている又は受ける予定のタクシー事業者で構成されていること。 |
| | <input type="radio"/> | キ)事業実施団体のいずれかの構成員の営業区域が、特措法第8条第1項に基づく協議会が組織されている特定地域内の営業区域において、申請時点と平成21年10月時点とを比較して10%以上の減車が達成されていること。 (達成営業区域名:) |

5. 補助事業実施計画-2

| 補助事業実施計画 | | |
|-------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| ①システム共通化、減車及び配車効率化等に係る検討内容の概要 | | |
| ②導入するシステム・アプリの概要 | | |
| ③省エネルギー効果の目標 | 空車状態の走行に係る燃料消費量目標 %以上削減 | 迎車燃料消費量の削減目標 %以上削減 |
| ④年度別計画 | 平成25年度:(参加車両数 台) | |
| | 平成26年度:(参加車両数 台) | |
| | 平成27年度:(参加車両数 台) | |

| | | |
|------------|------------------------|---|
| ⑤工程 | | |
| ⑥平成24年度データ | 取得期間 | ～ |
| | 総走行距離(km) | |
| | 燃料使用量($l \cdot m^3$) | |
| | 空車状態走行距離(km) | |
| | 迎車走行距離(km) | |
| | 迎車回数(回) | |
| | 取得社数 | |

※工程には「複数のタクシー事業者の異なる配車システムを同一地域で共通化する工程」、「共通化された配車システムを利用者が使用できるようにする工程」及び「協業による減車に係る工程」を含むこと。